

達 示 第 9 号  
令和2年3月31日

広島拘置所長

被収容者（受刑者及び未決拘禁者）遵守事項を改正することについて  
平成18年5月24日付け達示第39号「受刑者遵守事項の制定について」及  
び平成19年6月1日付け達示第21号「未決拘禁者遵守事項について」につい  
ては、別添のとおり全改正し、令和2年4月13日から施行する。  
なお、前記両達示については、同施行をもって廃止する。

# 受刑者遵守事項

広島拘置所

じゆけいしゃじゆんしゆじこう  
受刑者 遵守事項

だい  
第 1 遵守事項

けいじしせつ しゆうだんせいかつ あんぜん たも  
刑事施設における 集団生活の安全を保つため、いろいろ  
きそく つぎ さだ じこう どうしょ しゆうよう  
な規則があります。次に定める事項は、当所に収容されて  
あいだ まも じゆんしゆじこう いはん  
いる間、守らなければならない遵守事項です。これに違反  
ばあい けいじしゆうようしせつおよ ひしゆうようしゃとう しょぐう  
した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に  
かん ほうりつ だい じょうだい こう もと ちょうぼつ か  
関する法律」第150条第1項に基づき、懲罰を科され  
ることがあります。また、その違反行為が刑罰に触れるとき  
さら けいぼつ か  
は、更に刑罰を科されることもあります。

とうそう  
1 逃走

とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつきと  
2 自殺企図

じさつ くわだ  
自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう  
3 自傷行為等

こい じこ しんたい きず も いぶつ の こ とう  
故意に、自己の身体を傷つけ、若しくは異物を飲み込む等  
しんたい がい およ こうい また  
の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの  
こうい くわだ  
行為を企ててはならない。

むだんりせきとう  
4 無断離席等

きよか してい しゆうしんい ち せきまた ばしょ へんこうおよ  
許可なく、指定された就寝位置、席又は場所の変更及び  
りだつ なら たちい きんし ばしょ はい  
離脱、並びに立入りを禁止された場所に入ってはならない。

5 視察妨害

しさとつこう こわ も おそん きよか はし また かく  
視察口を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れ  
るなどして、しよくいん しさとつ ぼうがい また ぼうがい  
職員による視察を妨害し、又は妨害すること  
くわだ  
を企ててはならない。

6 不正連絡等

きよか また きよか ほうほう たにん じ こいがい  
許可なく、又は許可された方法によらず、他人（自己以外  
すべ もの い かおな がいぶ だんたいとう れんらく  
の全ての者をいう。以下同じ。）、外部の団体等と連絡し、  
も れんらく くわだ また たにん あいず おく  
若しくは連絡することを企て、又は他人に合図を送ってはな  
らない。

7 不正交談

こうだん きん また ばしよ せいとう りゆう  
交談を禁じられているとき又は場所において、正当な理由  
た ひしゅうようしゃ はなし も はな か  
なく他の被収容者と話をし、若しくは話し掛けてはなら  
ない。

ちゅう こうだん きんし およ ばしよ  
(注) 交談を禁止するとき及び場所

(1) と き

じんいんてんけんちゅう  
ア 人員点検中

いんそつれんこうちゅう  
イ 引率連行中

せいれつちゅう  
ウ 整列中

こべつうんどうちゅう  
エ 個別運動中

しゅうしんじかんちゅう  
オ 就寝時間中

カ 検査中

キ 護送中

ク 安静時間中

ケ 作業時間中 (自己契約作業中を含む)

ただし、必要な用務に関し、職員ひつよう ようむ かん しょくいん きよか う ばあいの許可を受けた場合  
を除く。のぞ

(2) 場所ば しょ

ア 面会所 (待合室を含む)めんかいじょ まちあいしつ ふく

イ 診察室 (待合室を含む)しんさつしつ まちあいしつ ふく

ウ 入浴場にゅうよくじょう

エ 理髪室りはつしつ

オ 更衣室 (検身場を含む)こういしつ けんしんじょう ふく

カ 出廷準備室しゅつていじゅんびしつ

キ 護送車内ごそうしゃない

ク 現に収容されている居室とその他の場所との間げん しゅうよう きょしつ た ばしょ あいだ

ケ 各居室間かくきょしつかん

(3) その他、職員た しょくいん きりつおよ ちつじょ いじじょうひつようが規律及び秩序の維持上必要があると認みと

めて禁止したとき及び場所きんし およ ばしょ

8 拒食きょしょく

拒食きょしょく つづを続けてはならない。

9 診療等の拒否

健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

10 物品不正製作等

許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。

11 火気不正使用等

許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。

12 建物等の損壊

建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。（他人の占有物を含む。）

13 汚損行為等

建物、設備、備品等に落書きし、若しくは許可なく貼り紙をし、又はこれらを汚損してはならない。

14 設備等の機能妨害等

でんき すいどう ひじょう つうろ た しせつ せつびとう  
電気，ガス，水道，非常ベル，通路その他の施設の設備等  
きのう ぼうがい も ほんらい ようと はん もち  
の機能を妨害し，若しくはこれらを本来の用途に反して用  
また こうい くわだ  
い，又はこれらの行為を企ててはならない。

15 物品不正授受

きよか たにん じ こ ぶつびん ゆず わた か あた も  
許可なく他人に自己の物品を譲り渡し，貸し与え，若しく  
きよか たにん ぶつびん ゆず う か う また  
は許可なく他人の物品を譲り受け，借り受け，又はこれらの  
くわだ  
ことを企ててはならない。

16 物品喝取等

たにん ぶつびん じ こ ぶつびん たにん せいとう かんり  
他人の物品（自己の物品であっても，他人が正当に管理す  
たにん ぶつびん ぬす と いんとく  
るものは他人の物品とみなす。）を盗み，だまし取り，隠匿  
はいき また おど と  
し，廃棄し，又は脅し取ってはならない。

17 物品等不正使用

しょう ゆる せつびも ぶつびん かんり おこた また  
使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り，又は  
きよか ほんらい しょうもくてき こと ようと もち も  
許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い，若し  
さだ しょうほうほう はん しょう  
くは定められた使用方法に反して使用してはならない。

18 酒・たばこの製作等

しゅるい も るいじ せいさく しょじ  
酒類，たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し，所持  
いんとく もち いんしゅ きつえんとう も たにん じゅじゅ  
し，隠匿し，用い（飲酒，喫煙等），若しくは他人と授受

また こうい くわだ  
し、又はこれらの行為を企ててはならない。

19 シンナー等の吸飲

も るいじ せいとう りゆう しょじ  
シンナー若しくはこれと類似のものを正当な理由なく所持  
せつしゆ きゆういん また くわだ  
し、摂取し、吸飲し、又はこれらのことを企ててはなら  
ない。

20 不正配食等

ふせいはいしょくとう  
ふせい はいしょく も さだ と きまた ばしょいがい  
不正に配食し、若しくは定められたとき又は場所以外で  
きつしよく  
喫食してはならない。

21 暴行等

たにん ぼうこう くわ きせい しめ も しょうがい あた  
他人に暴行を加え、その氣勢を示し、若しくは傷害を与  
え、又はこれらの行為を企ててはならない。

22 けんか

たにん も こうろん また こうい くわだ  
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企  
ててはならない。

23 侮辱等

たにん ちゆうしょう も ぶじょく また たにん  
他人をひぼうし、中傷し、若しくは侮辱し、又は他人に  
たい そぼう げんどう  
対し粗暴な言動をしてはならない。

24 脅迫等

たにん きょうはく いあつ も こんわく げん  
他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言  
どう また たにん たい ぎむ きょうよう  
動をなし、又は他人に対し義務なきことを強要してはならな

い。

25 集団形成等

他人に対する脅迫，威圧，若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として，集団を形成し，若しくはこれに加わり，又はこれらの行為を企ててはならない。

26 虚偽風説流布

虚偽の風説を流布し，又は流布することを企ててはならない。

い。

27 静穏阻害

壁や扉をたたくなどして騒音を発し，放歌し，口笛を吹き，又は正当な理由なく大声を発するなどして，静穏な環境を害してはならない。

28 性的行為等

他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。他人と寝床を共にしてはならない。故意に陰部を露出するなど，他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

29 わいせつ文書，図画作成等

わいせつな文書，図画その他の物を作成し，所持し，他の

ひしゅうようしゃ み も た ひしゅうようしゃ み じょうきょう  
被収容者に見せ、若しくは他の被収容者に見える状況に  
お また くわだ  
置き、又はこれらのことを企ててはならない。

30 文身等  
ぶんしんとう

いれずみ ほどこ また かみも こ  
入墨を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして、  
かって よう か  
勝手に容ぼうを変えてはならない。

31 とばく等  
とう

も るいじ こうい また こうい  
とばく若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為  
くわだ  
を企ててはならない。

32 作業拒否等  
さぎょうきよひとう

せいとう りゆう してい さぎょう きよひ なま また ぼう  
正当な理由なく、指定された作業を拒否し、怠け、又は妨  
がい  
害してはならない。

33 作業安全衛生違反  
さぎょうあんぜんえいせいいはん

さぎょうあんぜんえいせい かん さだ また しじ  
作業安全衛生に関し定められたこと又は指示されたことに  
いはん さぎょう た いはん こうい  
違反して作業し、その他これらに違反する行為をしてはなら  
ない。

34 作業材料汚損等  
さぎょうざいりょうおそんとう

さぎょうせいひん さぎょうよう げんざいりょう きかい きぐとう おそん いん  
作業製品や作業用の原材料、機械、器具等を汚損し、隠  
とく こわ も とうき また こい ふりょうせいひん せいさく  
匿し、壊し、若しくは投棄し、又は故意に不良製品を製作し  
てはならない。

35 指導の拒否等  
しどう きよひとう

せいとう りゆう けいしつこうかいしじ しゃくほうまえ しどう かいぜんし  
正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改善指  
どうも きょうかしどう きよひ なま また ぼうがい  
導若しくは教科指導を拒否し、怠け、又は妨害してはなら  
ない。

36 起居動作時間帯違反

せいとう りゆう さだ ききょどうさ じかんたい いはん  
正当な理由なく、定められた起居動作の時間帯に違反する  
こうい  
行為をしてはならない。

37 不正運動

さだ ほうほう ばしょおよ じかんたい したが うんどう  
定められた方法、場所及び時間帯に従わず、運動してはなら  
ない。

38 環境汚染等

ざんぱん どう しょてい ばしょいがい ばしょ どうき も  
残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、若しくは  
つば は ち しせつ かんきょうえいせい がい こうい  
たんや唾を吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為  
をしてはならない。

39 不正洗濯等

きよか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら みず  
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を  
もち せいしき また みず ち みず ふせい し  
用いて清拭し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使  
よう  
用してはならない。

40 不当要求

しょくいん たい きよか ほうほう ようきゆう く かせ  
職員に対し、許可されていない方法で要求を繰り返し、  
また さだ ほうほう きょうよう ようきゆう  
又は定められた方法であっても強要にわたるような要求を

してはならない。

41 抗弁等

しょういん しょうむじょう しじ めいれい たい こうべん むし た  
職員の職務上の指示・命令に対し、抗弁、無視その他  
ほうほう しょうむ しょうこう ぼうがい  
の方法で職務の執行を妨害してはならない。

42 虚偽申告

かくしゅしんこくおよ しょういん しょうむじょう ちょうさ しつもんどう たい  
各種申告及び職員の職務上の調査、質問等に対して、  
きょぎ しんこく  
虚偽の申告をしてはならない。

43 連行拒否等

いそう てんしつ ちょうさとう しょういん よびだ も  
移送、転室、調査等のための職員の呼出し、若しくは  
れんこう きょひ また ぼうがい  
連行を拒否し、又は妨害してはならない。

44 点検等の拒否等

しょういん じんいんてんけんまた しんたい ちゃくい きょしつも ぶつ  
職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物  
びん けんさ きょひ また ぼうがい  
品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。

45 刑罰法令違反

けいばつほうれい いはん こうい  
刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

46 唆し行為等

た ひしゅうようしゃ たい じゅんしゅじこうまた とくべつじゅんしゅじこう  
他の被収容者に対して、遵守事項又は特別遵守事項に  
いはん そそのか また えんじょ  
違反することをあおり、唆し、又は援助してはならな

い。

だい しょくいん しじ たい いはん  
第2 職員の指示に対する違反

だい じゆんしゆじこう いはん ぼあい しょくいん おこな  
第1の遵守事項に違反した場合のほか、職員が行った  
けいじしせつ きりつおよ ちつじょ いじ ひつよう せいかつおよ こう  
刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行  
どう しじ いはん ぼあい けいじしゆうようしせつおよ  
動についての指示に違反した場合にも、「刑事収容施設及び  
ひしゆうようしゃとう しょぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと  
被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基  
ちようぼつ か  
づき、懲罰を科されることがあります。

# 未決拘禁者遵守事項

広 島 拘 置 所

みけつこうきんしゃじゅんしゅじこう  
未決拘禁者 遵守事項

だい  
第 1 遵守事項

けいじしせつ しゅうだんせいかつ あんぜん たも  
刑事施設における 集団生活の安全を保つため、いろいろな  
きそく つぎ さだ じこう どうしょ しゅうよう  
規則があります。次に定める事項は、当所に収容されている  
あいだ まも じゅんしゅじこう いはん  
間、守らなければならない 遵守事項です。これに違反した  
ばあい けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょうぐう かん  
場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する  
ほうりつ だい じょうだい こう もと ちょうぼつ か  
法律」第 150 条 第 1 項に基づき、懲罰を科されることが  
あります。また、その違反行為が刑罰に触れるときは、更に刑罰  
か  
を科されることもあります。

とうそう  
1 逃走

とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつきと  
2 自殺企図

じさつ くわだ  
自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう  
3 自傷行為等

こい じこ しんたい きず も いぶつ の こ とう  
故意に、自己の身体を傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の  
しんたい がい およ こうい また こうい  
身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を  
くわだ  
企ててはならない。

むだんりせきとう  
4 無断離席等

きよか してい しゅうしんいち せきまた ぼしょ へんこうおよ  
許可なく、指定された就寝位置、席又は場所の変更及び  
りだつ なら たちい きんし ぼしょ はい  
離脱、並びに立入りが禁止された場所に入ってはならない。

5 視察妨害

しきつぼうがい  
視察口を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れる  
しやくいん しきつ ぼうがい また ぼうがい くわだ  
などして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企  
ててはならない。

6 不正連絡等

きよか また きよか ほうほう たにん じ こ い が い  
許可なく、又は許可された方法によらず、他人（自己以外の  
すべ もの い かおな がいぶ だんたいとう れんらく も  
全ての者をいう。以下同じ。）、外部の団体等と連絡し、若し  
れんらく くわだ また たにん あいず おく  
くは連絡することを企て、又は他人に合図を送ってはならな  
い。

7 拒食

きよしよく つづ  
拒食を続けてはならない。

8 診療等の拒否

けんこうしんだんおよ じっしじょうひつよう いがくてきしよち きよひ  
健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否しては  
せいめい きけん およ また たにん しつ  
ならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾  
べい かんせん じっし しんりょうおよ いりょう  
病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療  
じょう そち きよひ  
上の措置を拒否してはならない。

9 物品不正製作等

きよか ぶつびん きんせん ふく い かおな せいさく かこう  
許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、  
しよじ いんとく こわ も とうき また こうい  
所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を  
くわだ  
企ててはならない。

10 火気不正使用等

許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。

11 建物等の損壊

建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。(他人の占有物を含む。)

12 汚損行為等

建物、設備、備品等に落書きし、若しくは許可なく貼り紙をし、又はこれらを汚損してはならない。

13 設備等の機能妨害等

電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

14 物品不正授受

許可なく他人に自己の物品を譲り渡し、貸し与え、若しくは許可なく他人の物品を譲り受け、借り受け、又はこれらのごとを企ててはならない。

15 物品喝取等

他人の物品（自己の物品であっても，他人が正当に管理するものは他人の物品とみなす。）を盗み，だまし取り，隠匿し，廃棄し，又は脅し取ってはならない。

16 物品等不正使用

使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り，又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い，若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

17 酒・たばこの製作等

酒類，たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し，所持し，隠匿し，用い（飲酒，喫煙等），若しくは他人と授受し，又はこれらの行為を企ててはならない。

18 シンナー等の吸飲

シンナー若しくはこれと類似のものを正当な理由なく所持し，摂取し，吸飲し，又はこれらのことを企ててはならない。

19 不正配食等

不正に配食し，若しくは定められたとき又は場所以外で喫食してはならない。

20 暴行等

たにん ぼうこう くわ きせい しめ も しょうがい あた  
他人に暴行を加え、その氣勢を示し、若しくは傷害を与え、  
また こうい くわだ  
又はこれらの行為を企ててはならない。

21 けんか

たにん も こうろん また こうい くわだ  
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企て  
てはならない。

22 侮辱等

たにん ちゅうしょう も ぶじょく また たにん たい  
他人をひぼうし、中傷し、若しくは侮辱し、又は他人に対  
そぼう げんどう  
し粗暴な言動をしてはならない。

23 脅迫等

たにん きょうはく いあつ も こんわく げんどう  
他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動  
また たにん たい ぎむ きょうよう  
をなし、又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

24 集団形成等

たにん たい きょうはく いあつ も ようきゅうまた しょくいん たい  
他人に対する脅迫、威圧、若しくは要求又は職員に対す  
はんこう もくてき しゅうだん けいせい も くわ  
る反抗を目的として、集団を形成し、若しくはこれに加わり、  
また こうい くわだ  
又はこれらの行為を企ててはならない。

25 虚偽風説流布

きよぎふうせつる ふ また るふ くわだ  
虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはなら  
ない。

26 静穏阻害

かべ とびら そうおん はっ ほうか くちぶえ ふ  
壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、  
また せいとう りゆう おおごえ はっ せいおん かんきょう  
又は正当な理由なく大声を発するなどして、静穏な環境を  
がい  
害してはならない。

27 性的行為等

たにん あいだ また たにん たい せいてきこうい  
他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならな  
たにん ねどこ とも こい いんぶ ろしゅつ  
い。他人と寝床を共にしてはならない。故意に陰部を露出する  
たにん また けんお じょう お  
など、他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような  
こうい  
行為をしてはならない。

28 わいせつ文書，図画作成等

ぶんしょ とが さくせいとう  
わいせつな文書，図画その他の物を作成し，所持し，他の被  
ぶんしょ とが た もの さくせい しょじ た ひ  
しゅうようしゃ み も た ひしゅうようしゃ み じょうきょう お  
収容者に見せ，若しくは他の被収容者に見える状況に置  
また くわだ  
き，又はこれらのことを企ててはならない。

29 文身等

いれずみ ほどこ また かみも こ かって  
入墨を施し，又は髪若しくはまゆをそり込むなどして，勝手  
よう か  
に容ぼうを変えてはならない。

30 とばく等

も るいじ こうい また こうい  
とばく若しくはとばく類似の行為をし，又はこれらの行為を  
くわだ  
企ててはならない。

31 起居動作時間帯違反

ききょどうさじかんたいいはん

せいとう りゆう さだ ききょどうさ じかんたい いはん  
正当な理由なく、定められた起居動作の時間帯に違反する

こうい  
行為をしてはならない。

32 不正運動

ふせいうんどう

さだ ほうほう ばしょおよ じかんたい したが うんどう  
定められた方法、場所及び時間帯に従わず、運動してはならない。

33 環境汚染等

かんきょうおせんとう

ざんぱん どう しょてい ばしょいがい ばしょ どうき も  
残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、若しくはた  
つば は ち しせつ かんきょうえいせい がい こうい  
んや唾を吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をし  
てはならない。

34 不正洗濯等

ふせいせんたくとう

きよか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら みず もち  
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用  
せいしき また みず ち みず ふせい しょう  
いて清拭し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用し  
てはならない。

35 不当要求

ふとうようきゅう

しょくいん たい きよか ほうほう ようきゅう く かえ  
職員に対し、許可されていない方法で要求を繰り返し、  
また さだ ほうほう きょうよう ようきゅう  
又は定められた方法であっても強要にわたるような要求を  
してはならない。

36 自己契約作業安全衛生違反等

(1) 自己契約作業に就業する者は、正当な理由がなく作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。

(2) 自己契約作業に就業する者は、作業上の製品、材料、道具等を故意若しくは重大な過失により汚損し、破損し、改造し、投棄し、隠匿し、又は不良製品を製作し、若しくはこれらの行為を企ててはならない。

(3) 作業の安全及び衛生に関して定められたこと、又は作業上指導されたことに違反して作業してはならない。

37 抗弁等

職員の職務上の指示・命令に対し、抗弁、無視その他の方法で職務の執行を妨害してはならない。

38 虚偽申告

各種申告及び職員の職務上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。

39 連行拒否等

移送、転室、調査等のための職員の呼出し、若しくは連行を拒否し、又は妨害してはならない。

40 てんけんとう きょひとう  
点検等の拒否等

しょくいん じんいんてんけんまた しんたい ちゃくい きょしつも ぶつびん  
職員による人員点検又は身体，着衣，居室若しくは物品  
けんさ きょひ また ぼうがい  
の検査を拒否し，又は妨害してはならない。

41 けいばつほうれいはん  
刑罰法令違反

けいばつほうれい いはん こうい  
刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

42 そそのか こういとう  
唆し行為等

た ひしゅうようしゃ たい じゅんしゅじこうまた とくべつじゅんしゅじこう い  
他の被収容者に対して，遵守事項又は特別遵守事項に違  
はん そそのか また えんじょ  
反することをあおり，唆し，又は援助してはならない。

43 ふせいこうだんとう  
不正交談等

こうだん きん ばしよ せいとう りゆう  
交談を禁じられているとき又は場所において，正当な理由が  
た ひしゅうようしゃ はなし も はな か  
なく他の被収容者と話をし，若しくは話し掛けてはならない。

ちゅう こうだん きんし およ ばしよ  
(注) 交談を禁止するとき及び場所

(1) と き

ア じんいんてんけんちゅう  
人員点検中

イ いんそつれんこうちゅう  
引率連行中

ウ せいれつちゅう  
整列中

エ こべつうんどうちゅう  
個別運動中

オ しゅうしんじかんちゅう  
就寝時間中

カ けんさちゅう  
検査中

キ ごそうちゅう  
護送中

ク あんせいじかんちゆう 安静時間中

ケ じ こけいやくさぎようちゆう 自己契約作業中

ひつよう ようむ かん しょくいん きよか う ぼあい  
ただし、必要な用務に関し、職員の許可を受けた場合  
のぞ  
を除く。

(2) ば しょ 場所

ア めんかいじよ まちあいしつ ふく 面会所（待合室を含む）

イ しんさつしつ まちあいしつ ふく 診察室（待合室を含む）

ウ にゅうよくじょう 入浴場

エ りはつしつ 理髪室

オ こういしつ けんしんじょう ふく 更衣室（検身場を含む）

カ しゅつていじゅんびしつ 出廷準備室

キ ごそうしゃない 護送車内

ク げん しゅうよう きよしつ た ぼしょ あいだ 現に収容されている居室とその他の場所との間

ケ かくきよしつかん 各居室間

(3) た しょくいん きりつおよ ちつじょ いじじょうひつよう みと その他、職員が規律及び秩序の維持上必要があると認

きんし およ ぼしょ  
めて禁止したとき及び場所

だい しょくいん しじ たい いはん  
第2 職員の指示に対する違反

だい じゅんしゅじこう いはん ばあい しょくいん おこな  
第1の遵守事項に違反した場合のほか、職員が行った

けいじしせつ きりつおよ ちつじょ いじ ひつよう せいかつおよ こう  
刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行

どう しじ いはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ ひ  
動についての指示に違反した場合にも、「刑事収容施設及び被

しゅうようしゃとう しょぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと  
収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、

ちょうばつ か  
懲罰を科されることがあります。